

議案第 25 号

墨田区地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 2 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 4 項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について定めるものとする。

(地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準)

第 2 条 介護保険法第 115 条の 46 第 4 項の条例で定める基準は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 に定めるとおりとする。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

介護保険法の一部改正により、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める必要がある。